

平成28年度第2回石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 平成28年6月22日(水) 午後6時00分～17時00分

場 所 石狩市役所3階 庁議室

出席者

[委員] 会長 向田 直範  
副会長 矢吹 徹雄  
委員 村上 岑子  
委員 植松 美由紀(欠席)  
委員 斯波 悦久(欠席)

[事務局] 総務部長 及川 浩史  
同部情報政策課長 椿原 功  
同課文書・統計担当 主査 作田 洋二  
同課文書・統計担当 主任 佐藤 美弘

[諮問課] 子ども政策課  
課長 伊藤 学志、主査 青木 宏美

傍聴者 1名

議 題

【諮問】

- 1 子どもの総合支援に係る調査のための個人情報の目的外利用について  
(子ども政策課 子ども政策担当)

○第2回石狩市情報公開・個人情報保護審査会開会

【椿原課長】みなさま、本日もお集まりいただきましてありがとうございます。ただいまから平成28年度第2回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。はじめに向田会長よりごあいさつ申し上げます。

【向田会長】こんばんは、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。今日は平成28年度第2回目の審査会ということでございます。案件が一件でございますのでスムーズに終わりたいと思っております。どうぞ協力お願いします。それでは事務局から本日の予定について説明をお願いします。

【椿原課長】本日は、「子どもの総合支援に係る調査のための個人情報の目的外利用について」の1件のみご審議をいただきます。

【向田会長】それでは諮問を受けたいと思います。

【及川部長】 =諮問書読み上げ=

【向田会長】 それでは事務局のほうから本日の諮問内容と資料について説明をお願いいたします。

【椿原課長】 それでは、本日配付いたしました資料の確認をいたします。1枚ものの「会議次第」のほか、まずは、今回の諮問書です。以下別紙、資料1-1、参考と3種類ございます。以上、ございますか。欠けている資料がございましたら、事務局まで申し出ください。

【向田会長】 それでは諮問課よりご説明をお願いします。

【伊藤課長】 子ども政策課の伊藤と申します。宜しく申し上げます。先ずは法的な根拠でございしますが、平成26年に施行されました「子どもの貧困対策推進法」の第14条で貧困対策を実施するにあたり調査・研究その他の施策を講じるものとするを規定してございます。また同年8月にも、「子どもの貧困対策に関する大綱の基本方針」の中で、実態把握のための調査研究に取り組み、その成果を対策に活かしていくよう努めることが努力義務として規定されてございます。こうした事を受けまして本市では、まず、石狩市の実態を調査したいと考えております。

平成27年度に教育委員会制度が改定されて、「総合教育会議」が市に設置されました。この会議は、市長と教育委員会が、協議・調整して、市の教育施策・子ども施策を協議していく場でございますが、その議論の中で、本市の子どもの状況を可能な限り調査する必要があるとの意見が出されたところであり、市の政策方針とも合致するものであると考えてございます。本市ではこれまで実施したアンケートで、子育てや教育に関して経済的不安を抱えている世帯の割合が、約7割となっております。この傾向は、アンケートを実施してからずっと変わってございません。多かれ少なかれ、子どものいる世帯が経済面で不安を抱えていることはあると思いますが、その中で深刻度が高いケースというものが確かに存在します。その相対的違いがあることに我々は眼を向けていかなければならないと感じております。それを今の言葉でいえば、「貧困」ということだとすれば、こうした深刻な状況を把握して効果的な対策を講じていかなければならないと考えてございます。今回、データによる調査を行うということは、本市の標準的な所得水準ラインに分布する子育て家庭の状況を客観的に把握して、一過性の取り組みではなく、今後の総合的な子育て支援対策を推進していく上で必要なものと考えております。どうぞ、ご審議の程、よろしく願いいたします。では、資料の内容について担当主査より説明します。

【青木主査】 子ども政策課の青木と申します。私から、調査の概要を説明させていただきます。先ほど、諮問の際にもありましたが、国が公表している子どもの貧困率は16.3%とされています。はじめに、この16.3%の算出方法を簡単にご説明させていただきます。参考と書かれた資料をご参照ください。これには、【国

の調査手順】を記載しておりますが、上段の図をご覧ください。はじめに、世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割り、等価可処分所得を算出します。例えば、父母子の3人家族で、父の所得が300万円、母の所得が300万円だった場合、合計600万円ですが、これをルート3（1.73）で割り、346万円が世帯員それぞれの可処分所得となります。この可処分所得が低い順に左から並べ、その真ん中の人を特定します。例えば、40,000人いたら20,000人目の人です。この真ん中の人所得が、国の調査では、244万円だったため、その半分の122万円を貧困線としています。

2枚目【図1】をご覧ください。貧困線である122万円を下まわる人の割合が相対的貧困率で、国では16.1%になっています。子どものみで算出したのが「子どもの貧困率」で、これが16.3%となっています。国では、そのほかに、【図2】にあるように、「子どもがいる現役世帯の貧困率」を算出しており、大人が一人の場合の貧困率は54.6%になっています。今回は、国のこれらの数値と比較した、石狩市の現状を把握したいと考えております。

それでは、今回の調査ですが、【別紙】と書かれた資料の1ページ目をご覧ください。はじめに、所得の考え方ですが、国では、可処分所得の算出にあたり、「国民生活基礎調査」の数値を元にしてしています。「国民生活基礎調査」は、統計法に基づき国が実施する調査で、調査票を配付し、記入したものを調査員が回収するという手法をとっています。調査項目としては左側に記載のとおりです。上段に収入、下段に支出を記載していますが、この収入から支出を引いたものを、可処分所得としています。「国民生活基礎調査」の調査項目と、既に市が保有している行政情報とを比較し、抽出可能かどうかを、中央の欄の「本市保有情報」に○△×で表示しております。一部、抽出不可能な項目もありますが、概ね必要な情報は得られると考えております。はじめに、収入ですが、雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得については、税務課所管の税情報からの抽出が可能です。次の「家内労働所得」についてですが、いわゆる「内職」といわれるもので、税情報として、この項目は保有しておりません。次に、財産所得（不動産収入など）、公的年金・恩給については、税情報からの抽出が可能です。次の雇用保険は、失業等給付の受取額であり、市では把握できていません。

児童手当については、基本的に、こども家庭課所管の支払データから抽出が可能です。公務員の方には自治体からではなく職場から振込まれているため、市では把握できませんので、△の一部抽出可能としております。

次の児童扶養手当は、こども家庭課の支払いデータから抽出が可能です。特別児童扶養手当は、障がいのあるお子さんがいる場合に支給されるもので、北海道から保護者の方へ振り込まれています。市としては、内訳等は把握しておりますが、データとしては保有していません。生活保護法による扶助は、福祉総

務課の支払いデータから抽出が可能です。

次の傷病手当金、出産手当金、労災補償保険、また仕送りについては、把握できません。企業年金・個人年金等については、税情報からの抽出が可能です。最後の、その他所得は、各種祝い金等で、これについても市では把握できません。

続きまして、支出ですが、記載のとおり、所得税、住民税、社会保険料、固定資産税については、税情報より抽出が可能です。固定資産税の一部、名義が複数人の場合はデータの突合が困難なことから、他市町村に固定資産を保有している場合の固定資産税の納税額については把握できないため、△としております。最後に、企業年金・個人年金等の掛け金については、市では把握できません。

このように、既にある行政情報と比較し、一部抽出不可能な項目もありますが、概ね必要な情報が得られると考えております。

続きまして2ページ目には、調査項目を記載しています。調査項目の①「指標として活用」するものについては、資料1-1をご参照ください。税情報、手当情報等のデータ統合作業は、情報政策課に行っていただきまして、個人が特定されない形式でデータの提供を受けたいと考えております。国の数値と比較するためのデータのほか、世帯属性や手当の有無をマーキングし、クロス分析に活用したいと考えております。【別紙】の2ページに戻りまして、調査項目の2番目「数値として活用」するものについてですが、先ほどの資料1-1のデータ形式では、個人が特定されないよう、世帯構成がわからないようになっているため、世帯の数のみ抽出してもらおうと考えているものです。続きまして2番目の「調査項目算出に必要な個人データ」につきましては、今回の作業に必要な個人データ及び所管課を記載しております。基本事項として市民課の住民基本台帳データ、収入については、税務課、こども家庭課、福祉総務課が所管しているデータ、支出については、税務課所管のデータが必要となります。これらの個人情報に目的外利用となるため、今回の審査会にお諮りするものです。私からは以上です。よろしく願いいたします。

【向田会長】ありがとうございました。只今のご説明でご質問等ございましたらどうぞ自由にお願ひします。今後の施策を講じるためにとのことですが、もっと具体的にはどんなことを考えておりますか。

【伊藤課長】今回はあくまでも統計的な割合を算出して、貧困家庭の所得水準がどのくらいの困窮ラインなのかを判定して、そこにどういった階層の家庭が分布しているのか見えてきます。今後は、保育サービス・福祉サービスに貧困世帯の減免などに適応するにあたり利用していきたいと考えています。

【向田会長】将来的には、今後の施策に反映されるということですか。

【伊藤課長】はい。但し、今回はあくまでも統計的な比率・割合を算出するので、これも持ってすべてのニーズが把握できるとは思っておりません。これを第一歩として

今後さらなるニーズ調査の必要性があれば考えていかなければならないし、他自治体ではアンケート手法によって実施しているところもありますが、当市の第一のステップとしては、基礎自治体には行政データがありますのでこれを活用して効率的にやってみようと思っております。

【向田会長】他の自治体とありましたが、先行している自治体がいくつかあるのですか。

【伊藤課長】都道府県では、計画策定が義務となっていますので、策定をするに当たって、先行して調査にあたっています。これは、国の「国民生活基礎調査」と同じで、アンケート手法でランダムに抽出して行っています。徐々に基礎自治体でも市レベルでは、九州・大阪なので動きが出ています。札幌市でも、本年度中に調査をすると検討しているとの情報を掴んでいます。

【村上委員】今の説明を聞きまして、何を目的として調査を実施するのか、何か具体的なものがあるのかと思ったのですが、今のお答えでは統計的データがほしいということですね。そうすると結果的に、そのデータというものはどういった形でできるかというところ、資料1-1のところにデータ形式とありますが、この様な形でできるのか。あるいは①の地区毎にできるのか。結局、全部総合的に言うと、参考資料にあります国で実施したような貧困率を求めたいということですね。資料1-1-①にあります7地区の貧困が算出されるということですね。

【伊藤課長】基本的に、地区毎の貧困率を算出することは考えておりません。市全体の貧困率で考えております。

【村上委員】市全体の貧困率ですが、地区毎の貧困率も読み取れるということですね。

【伊藤課長】読み取ることは、データの的に可能だと思います。ただ、地区毎といっても人数のばらつきもございまして、算出することは考えておりません。

【村上委員】市全体で貧困率が何%かというデータがほしいということですね。

【伊藤課長】はい。

【村上委員】今度は、北海道でも貧困率を算出して行うということですが、それに先駆けて石狩市で貧困率を算出して、先程の保育・福祉といった子ども総合対策に役立てたいという気持ちは理解できますが。

【伊藤課長】国では、貧困率を算出していますので国との比較ですね。国では貧困ラインは所得でいえば約122万円ですが、石狩市ではその122万円のラインの中にどのくらい世帯が含まれているかを比較出来ますし、また、石狩市の水準が122万円なのか、あるいは、130万なのかも調査を通してわかります。

【村上委員】データがほしいということだけで、全市民の個人情報が必要なのかと疑問を感じています。教育委員会とか学校の関係でいえば、就学援助がありますから私の教員の経験では貧困ということに関してきましたが、就学援助を通しての貧困対策は出来ませんか。

【伊藤課長】貧困を理解するうえで、就学援助の数・認定率がひとつの指数とみなすことも出来ますが、市全体として相対的にどのくらいの割合を占めるのは、すべてのデータを集めた国とのやり方を準拠しないと比較も出来ないと考えております。

【村上委員】比較することは、すばらしいと思いますが。

【椿原課長】今回の議論の中で貧困率という言葉が使われておりますが、誤解がないように事務局から補足しますと、国との調査項目と100%合致しているわけではありません。全く同じデータで比較をするということではありませんのでご了承

ください。

【村上委員】これから、子どもの総合対策を考えるわけですね。その時に、貧困率が無ければ対策ができないということですか。

【伊藤課長】必ずしも、相対的貧困率を算出しなければならないと義務化されているわけではありません。

【矢吹副会長】地区毎での貧困率を算出しないのであれば、地区に関するデータのひとつである住所などは要らないのではないかと思います。市全体の貧困率を算出するのであれば、もう少しデータを見直したほうが良いと思います。もうひとつ、収入と支出を参考にして貧困率を算出しようと考えているようですが、例えば、その収入が雇用者所得・事業所得・農耕畜産所得であろうと大きな影響があるわけではありませんよね。それでしたら、単純に市民税のデータを利用すればよろしいのではないのでしょうか。

【青木主査】市民税のデータを利用するのですが、国と比較しやすいように項目を並べています。税情報から所得を算出します。

【矢吹副会長】税情報から所得を算出する場合、児童扶養手当とか児童手当とかそれぞれの項目は必要になるのでしょうか。

【青木主査】できるだけ国と同じ項目についての情報を集め、同じ手法で算出しようと考えておりました。

【矢吹副会長】国と同じ手法で行うことに意味があるのか。また、アンケート調査での結果と引っ張ってきた行政情報とは中身が違うと思います。アンケートに答える人の答え方が違うので、同じ手法と言うのであれば、同じ項目で、石狩市内でアンケートすれば、国と比較した適切な情報が得られるのではないかと思います。そもそも、何がしたいのですかと言うところに辿り着くのではないのでしょうか。

【伊藤課長】国と同じ質問項目で、石狩市の規模で実施しようとするれば、プライバシーや匿名性に配慮する必要がありますが、特に所得のことを聞かれるので市民に抵抗感がありますので手法を考慮していかなければならないと実感しています。自治体側では市民税のデータを持っていますので、プライバシー等に配慮しながら施策に反映させていきたいです。先程のお話で地区毎の貧困率も算出するのかとありましたが地区毎の貧困率を算出するつもりはありません。ただ、全体の調査の中で地区毎の状況が把握できれば、施策段階で、どこで事業を実施するかや体制整備などの判断できると考えています。

【向田会長】ただ、結果的には実施するにあたり今後、情報開示請求が起これば開示資料を集計すれば、地域毎の貧困率がわかりますよね。

【伊藤課長】はい。

【向田会長】今後の行政サービスを展開する上で、このデータを参考にして、行政側のほうでどのくらいの資源が必要になるか。例えば、対策地域にどのくらいの人数を配置するのか。そういったことにこのデータを活用する考えはありませんか。

【伊藤課長】はい、そういったことにも活用したいです。

【村上委員】保育・福祉にしても申請がひとつの基準になりますよね。ですから、数字を算出して、行政施策に反映させていくことに疑問を感じています。就学援助にしても、申請することを他の人に知られたくないと思うことがあると、私の教師時代に実感しました。そして、「貧困」は差別に結びつく、だからこそ、貧

困を解消していく必要がある。現在、実施されている石狩市の子ども向けの施策にしても、市民が案外知らない、あるいは、申請していることを知られたくないので利用できないとか、いろいろな理由がある。だからこそ、施策を行うことが難しい。まずは、市民にお知らせをしてわかりやすいように説明することが重要です。貧困率を算出するような数学的な対処ではなく、文学的に対処できないのかと思います。

【伊藤課長】 今回の調査を統計的に算出することを考えていましたが、実際には、そのような環境に関わったり、支援者と情報共有していかないと実態を把握できないと思います。本年度に関しては、福祉の相談員・教育の相談員がチームとなり、生活保護家庭・学校に訪問し先生に状況を確認したりして、細かいニーズの把握に取り組んでいます。このようなマンパワーでの取り組みも同時進行で進めています。

【村上委員】 そうであろうと思います。

【矢吹副会長】 はじめから、お話を聞いていますと、ただの基礎資料集めであると感じていますが、仮にそうだとすると、どこまで情報を抽出してデータを作成するのか。先程、会長がお話された通り、情報開示の問題もあります。行政側では悪い意味でデータを算出しているわけではないけど、他の人達からすれば、あそこは貧困地区だと、そして、貧困を悪いイメージと結びつければ、差別が起こる可能性がある。他方で、こういう施策を実施すると決まった場合、その施策に関して人員をどう配置するのか、どの地域に何名配置するのかを決めるためにデータが必要です。その段階で、必要な統計はこれとこれであると算出すれば良いのであって、現在基本的なことを把握しようという段階であれば、もう一度本当に必要な項目は何かと検討して決めたほうが良いかと思います。

【向田会長】 もう少し内容を精査する必要がありますね。私たちが懸念していることは、個人情報ダダ漏れすることなのです。この件を調査して、その後、開示請求が起こったとき、資料をすべて提示しなければなりませんよ。その時に、どう対応するのか心配です。どうも、調査内容の項目を広げすぎているような気がします。

【村上委員】 子どもの総合支援に役立てるための調査ですよ。

【伊藤課長】 そうです。

【村上委員】 今回の調査にあたり、事前に就学支援に関する調査を実施していないのですか。

【青木主査】 就学援助・児童扶養手当・児童手当なども指標としては利用できますが、0歳から17歳までを一緒に比較できる指標がありませんでしたので、これらの指標と就学援助等を比較して全体を把握できると思いました。

【村上委員】 0歳から就学前の子どもを扱っている施設はどこですか。保育園ですか。離婚した人・シングルマザーそのような方の視点から石狩市はどうかと考えるてもよいと思う。国との貧困率の比較はどれだけの意味があるのかと思う。貧困率を求める総合対策に疑問があります。また、実態に迫るとしたら、石狩市には、どのくらいのシングルマザーがいるのか、保育園に入園できるかできないか、そのことはすでに把握していますか。ですから、その様なことから、貧困に結びつく実態がどうかを考えればよいと思う。

【伊藤課長】 いま、おっしゃった指標のような部分では個々では把握していますが、全体の中の相対的貧困な状況はどうかは把握しておりません。ですから、今回、調

査をして算出する必要性があると考えております。

【村上委員】数字的にわかっていないということですね。

【伊藤課長】数字でもわかっていません。

【村上委員】数字的な表現がないと、文学的に説明してはいけないのですか。

【矢吹副会長】統計的な把握をすることは良いことだと思いますが、それだけで、施策を決定してもよいのかと思います。所得の中央値のさらにその半分を貧困ラインとしていますが、この定義に意味があるのかと思います。逆にいうと、子ども一人を育てるのに、いくらかかるのだろうかということに着目して、その収入に足りない人はどのくらいいるのだろうか、その積算をして貧困対策を講じたほうが良いと思います。ただし、これは、この審査会の議論ではないと思います。もう少し情報を絞ってもよいと思います。おおよそを掴む段階での情報はこれとこれとが必要で、その後、具体的に何かをする段階で、その時に実施する施策毎に必要な情報を選べば良いのであって、石狩市の実態を把握するのに情報は多すぎると思います。もう少し絞り込めませんか。

【伊藤課長】国のやり方に準拠した手法で、必ず必要な情報はこの中に含まれています。後に対策を講じていく上で必要な情報も含まれていますので、そういう意味では地区毎の貧困率は後者にあたります。それ以外の部分に関しては、国の準拠したやり方ではどうしても必要なデータになっています。地区別の情報に関しては、見直しも必要と思います。

【村上委員】国では、貧困率の調査をしたということですね。国民全体ではなく、抽出して算出したということですね。

【伊藤課長】はい、そうです。

【村上委員】その抽出には、北海道や石狩市も入っているのですか。

【伊藤課長】地方の貧困率は公表しておりませんのでわかりません。

【村上委員】そうですか。

【伊藤課長】ただ、データとしては持っていると思われまます。

【村上委員】国に準拠した形で、石狩市も実施しようとすることはすばらしいことと思います。ただし、何の為に実施するのか疑問が残ります。

【伊藤課長】アンケートを実施するよりもデータ数は多くなります。ある意味では正確にデータを掴めるのではないかと思います。

【村上委員】ブータンですか。所得に関係なく国民幸福度が高い国は。石狩市では国の貧困率と比較して低いのか・高いのかを調べて、どんな結果を石狩市民にもたらすのですか。もしも低かった場合、なんで所得の低い市民ばかり集まったのか。こういった地域であると定義されますが、住んでいる市民はあまり貧困と思っていないケースもあるので、一概に数字で表すことが出来ない部分もある。

【矢吹副会長】可処分所得という概念で生活にいくらかかるのか、石狩市と東京都で大分違うと思う。だから収入が少なくても、場合によっては石狩市住民のほうが、優雅に生活を送っているかもしれない。

【向田会長】このままでは、答申は認められませんね。もう一度、考えてもらわなければなりません。国との比較が問題なのか、あるいは石狩市にとってどういった問題があるのか。どちらかに立った考えかによって項目が変わってくる。最初になぜ実施するのか。哲学があってそのために、これとこれをやりましょうという話であればわかりますが。どうも、話を聞いていると国が実施したから、石

狩市も実施するにあたり、項目を作っただけなのかと思います。

【伊藤課長】認識としては、国との比較も出来るということですが、石狩市の実態を掴むのがメインです。説明の順序で間違った捉え方をされたと思いますが、石狩市の状況がこうで、こういった傾向がある。そこで国と比較してどうなのか。そういった捉え方をしています。

【矢吹副会長】確かに、国との比較も重要ですが、例えば、収入の項目でもどんな所得であろうと関係ない。実際は、いくら収入があるのかがわかればよい。そう考えれば、引っ張ってくる情報が限られるので所得情報のところで事業所得・農耕畜産所得・財産所得と書いてありますが、そこまで区別して算出する必要性はあるのかと思います。

【伊藤課長】それは、国の調査の項目と合わせて実施するという事です。

【矢吹副会長】本当に合わせる必要があるのか。

【伊藤課長】より実態にあった可処分所得を算出するのに必要な項目と考えております。

【矢吹副会長】実態にあった可処分所得がそこから算出されますか。収入から支出として各種税金を差し引きしたものを可処分所得としているのですよね。別に、収入の原資がなんであれ関係ないですよね。

【伊藤課長】そうですので、ここの部分では関係はありませんが。

【矢吹副会長】ですから、ここの部分で算出する必要があるのか。

【樺原課長】国民基礎調査で把握しようとした時に、それぞれ細かい項目の聞き方をしました。われわれ基礎自治体は、税務データを持っていますので総所得が把握できるかという違いが、ここに出てきています。

【向田会長】このままでは、無理ですね。もう少し精査してもらわないとなりません。

【村上委員】総合支援をもっと具体的に説明されたほうが良いと思います。貧困率を算出するための手法ですが、他の調査を実施する時は、調査項目が異なってきますよね。あくまでも、今回、貧困率を算出するために必要な項目ということですね。相対的貧困率を別の言葉で表現できませんか。

【伊藤課長】私たちも「貧困」という言葉を使うのにためらいはありますが、貧困という言葉は国の総合対策で使用していますので、私たちも表現せざるをえない。

【矢吹副会長】石狩市の人の収入と支出がわかれば中央値もわかります。そこからその半分を取れば貧困線がわかる。そこまでは細かく調べなくても算出されますよね。次にその貧困線の中に入っている子どもの家庭が何になりますかという話になります。

【向田会長】よいテーマであります。継続審議として考えて頂けませんか。

【伊藤課長】可処分所得・貧困率を算出するのに、どうしても出さなければならないデータがありますが、必ずしも結びつかないデータもありますから、先程お話ししました地区の部分がありますから、ここの見直しが必要です。

【矢吹副会長】アンケート調査と違って、税務申告上は、収入総額がわかる仕組みになっていますので、個別の事業者所得・雇用者所得・農耕畜産所得が必要なのか。例えば、農耕畜産所得の人は貧困者が多いのか。そのようなことを把握したいのか。そうでなければ収入区分はいらなくていいのか。

【樺原課長】税務データの総所得と個別に拾った所得が何か違うのかという話になりますね。

【青木主査】雇用者所得ですが、税情報上、「所得」と「収入」に分けられますが、国民生

活基本調査の雇用者所得の欄には「収入」を書くことになっていて、ほかは「所得」です。ひとつだけ税情報上のデータの表現の仕方に違いがありましたので、ひとつずつ表記しました。総所得と言う税情報のデータを拾うと雇用者所得の分だけ違ってくるためです。

【矢吹副会長】 税務課と話しをつめて、どういう項目で情報を得ることができるのか、もう少しはっきりしたほうがよい。ここの所得を雇用者所得と表現していますよね。

【青木主査】 雇用者所得ではなく、支払い金額ですが、実際はこれらのデータを使用して可処分所得を算出し、可処分所得のデータだけをもらおうと思っていました。

【伊藤課長】 内訳のデータまで頂こうと思っていません。可処分所得の数値だけ頂こうと思っています。

【青木主査】 システム上の項目を「2 調査項目算出に必要な個人データ」のところに拾い上げました。

【樺原課長】 別紙の収入のところの項目は最終アウトプットにはない。この最後の1-1データの形式を求める中間的なデータであって、この1-1が出来た段階で削除される情報ということですね。

【矢吹副会長】 そうすると、話がだいぶずれてくるのですが、データ形式でみると結果における等価可処分所得のところを税務課から抽出してもらうということですね。

【村上委員】 石狩市全市民が対象ですよ。

【樺原課長】 はい、そうしないと、石狩市の貧困ラインが算出されませんので。

【矢吹副会長】 世帯と個人で税務申告が分かれますよね。貧困ラインは世帯でやるのですか。

【青木主査】 全部、個人です。

【矢吹副会長】 そうですか。

【青木主査】 3人家族であれば、3人に割り振ってそれぞれの等価可処分所得を算出します。

【伊藤課長】 簡単にいうと600万の所得であれば、それぞれ200万、200万、200万ですが、単純に3で割らないで $\sqrt{3}$ で割ります。

【矢吹副会長】 単純に600万であるのか、収入がいくらであるのか基本的には税務申告は個人でしていますので、それをさらに細工して世帯にして、かつその世帯構成メンバーの数で割る作業が必要ですよ。その作業は誰が行いますか。

【樺原課長】 その作業は、情報政策担当で行います。

【村上委員】 つまり、データ形式の表は残るわけですよ。

【向田会長】 家計状況は把握できますが、情報を加工しますと、子どもが置かれている状況を理解できますか。600万円の $\sqrt{3}$ になりますか。

【伊藤課長】 そこで、今度は住民基本台帳データと突合して、その所得ラインに17歳以下の子どもが何人いるかを調べます。

【村上委員】 つまり、資料1-1のABCのラインが重要ということですね。

【伊藤課長】 はい、これでクロス集計をしていきます。

【村上委員】 このABCDが結果的には役に立つということですね。

【伊藤課長】 はい、施策検討において役に立つ情報になります。

【村上委員】 このデータを作成することは、データも残るということですね。

- 【伊藤課長】 はい、データとして残ります。ただ、このデータも個人が識別出来ないようにします。
- 【村上委員】 データを算出すれば、地区毎・収入部分・世帯別で集計するのは可能ですね。しかし、何のために算出するのか、やはり疑問が残ります。このデータを算出しなければ、この施策が立てられないのですか。
- 【伊藤課長】 施策を立てるための参考資料として数字的な裏づけが必要と考えております。
- 【村上委員】 その数字的な裏づけがないと施策を立てられないのですか。調査を実施した後、データがありますよと公表しなければならないのか。
- 【向田会長】 もちろん、そうです。
- 【村上委員】 アンケートを取るわけではないですが、石狩市としては、データを残す必要があるわけですね。おそらく、他の自治体から問い合わせが殺到しますよね。
- 【向田会長】 話が煮詰まってきましたね。客観的なデータとして調査することは否定していませんが、個人情報の保護の観点から、もう少し内容を精査して、調査の為には、こういった時にはこのデータが必要ですよと、説得して説明頂かないと、このままでは許可できません。
- 【椿原課長】 情報開示の問題もありますね。
- 【矢吹副会長】 石狩市全体の貧困を知りたいのであれば、性別もいらないですよ。何をやるからこれだけのデータがほしいですよというところを、しっかりといわないと。何か施策を考えるためにデータをくださいと言われても、はいそうですかと言い難いところがある。
- 【村上委員】 そうすると、何でも加工できますよね。
- 【椿原課長】 会長、今回の内容は継続審議ということで、よろしいでしょうか。
- 【向田会長】 はい。それでは、今回の審査会は終了します。

議事録確定 平成28年7月13日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範 印